2　区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を算定した月においては、歯周基本治療処置は別に算定できない。
3　薬剤等に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
（その他の処置）
Ｉ０１４　暫間固定
1　簡単なもの　300点
2　困難なもの　500点
3　著しく困難なもの　650点
Ｉ０１４－２　暫間固定装置修理
1　簡単なもの　70点
2　困難なもの　220点
Ｉ０１５　口唇プロテクター　290点
Ｉ０１６　線副子（１顎につき）　650点
Ｉ０１７　床副子
1　簡単なもの　650点
2　困難なもの　1,500点
3　著しく困難なもの　2,000点
Ｉ０１７－２　床副子調整（１口腔につき）
1　睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の場合　120点
2　咬合挙上副子の場合　220点
注１　１については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床及び摂食機能療法に伴う舌接触補助床の装着時又は装着後１月以内に、当該咬合床又は補助床の製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、１回に限り算定する。
2　同一の患者について１月以内に床副子調整を算定すべき調整を２回以上行った場合においては、床副子調整は１回とし、第１回の調整を行ったときに算定する。
Ｉ０１７－３　顎外固定
1　簡単なもの　600点
2　困難なもの　1,500点
Ｉ０１８　歯周治療用装置
1　冠形態のもの（１歯につき）　50点
2　床義歯形態のもの（１装置につき）　750点
注１　歯周組織検査の結果、区分番号Ｊ０６３の３に掲げる歯肉切除手術、区分番号Ｊ０６３の４に掲げる歯肉剥離掻爬手術又は区分番号Ｊ０６３の５に掲げる歯周組織再生誘導手術を行った場合に算定する。
2　印象採得、特定保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ０１９　歯冠修復物又は補綴物の除去（１歯につき）
1　簡単なもの　15点
2　困難なもの　30点
3　根管内ポストを有する鋳造体の除去　50点
Ｉ０２０　暫間固定装置の除去（１装置につき）　30点
Ｉ０２１　根管内異物除去（１歯につき）　150点
Ｉ０２２　有床義歯床下粘膜調整処置（１顎につき）　110点
Ｉ０２３　心身医学療法
1　入院中の患者　150点
2　入院中の患者以外の患者
イ　初診時　110点
ロ　再診時　80点
注１　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。
2　入院中の患者については、入院の日から起算して４週間以内の期間に行われる場合にあっては週２回を、入院の日から起算して４週間を超える期間に行われる場合にあっては週１回をそれぞれ限度として算定する。
3　入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して４週間以内の期間に行われる場合にあっては週２回を、初診日から起算して４週間を超える期間に行われる場合にあっては週１回をそれぞれ限度として算定する。
4　20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。
Ｉ０２４　鼻腔栄養（１日につき）　60点
Ｉ０２５　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。
2　人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｉ０２６　高気圧酸素治療（１日につき）　200点
Ｉ０２７　人工呼吸
1　30分までの場合　242点
2　30分を超えて５時間までの場合　242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数
3　５時間を超えた場合（１日につき）　819点
注　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｉ０２８　術後専門的口腔衛生処置（１口腔につき）　80点
注　区分番号Ｊ０１６、Ｊ０１８、Ｊ０３１、Ｊ０３２、Ｊ０３５、Ｊ０３６、Ｊ０３８、Ｊ０３９、Ｊ０４０、Ｊ０４１、Ｊ０４２、Ｊ０４３、Ｊ０６８、Ｊ０６９、Ｊ０７０、Ｊ０７０－２、Ｊ０７２、Ｊ０７５、Ｊ０７６又はＪ０８７に掲げる手術を行った入院患者であって、術後感染症、術後肺炎等の発現のおそれがあるものに対して、当該患者が入院する保険医療機関に属する歯科衛生士が、専門的口腔清掃を行った場合に、当該手術を行った日の属する月から起算して２月以内の期間において、月１回に限り算定する。
第２節　処置医療機器等加算
区分
Ｉ０８０及びＩ０８１　削除
Ｉ０８２　酸素加算
注１　区分番号Ｉ０２５からＩ０２７までに掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。
2　酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第明治三十五種郵便物認可